

意見要望	対応状況
<p>(1) 危機管理について</p> <p>火災等を想定した避難や、災害発生時に必要となる子どもたちの引渡しといった、定期的実施されている訓練をはじめ、近隣の都立高校への避難訓練など、様々な状況を想定した取組が各学校で行われていた。地域が実施している避難所運営訓練に参加している学校も多く、災害時を踏まえて決められた学校施設の利用区分を部屋ごとに表示しているところも見られた。こうした積極的な対応を継続し、子どもたちの安全確保を更に図られたい。</p> <p>AED（自動体外式除細動器）に関しては、緊急時に地域の人が利用する事態も考慮し施設の玄関に設置されているケースがほとんどである。しかし、児童・生徒や学校開放での利用者が使用する可能性を重視すると、運動場、体育館やプールに近いところに置く方が合理的とも考えられる。実際に、水泳指導があるときには、プールに持って行って緊急事態に備えている学校もあった。今後、各学校において、設置場所が移設できる機会が生じたときには、それまでの使用事例などを踏まえながら、改めて利用する事態を想定し直し、より適切な配置となるように検討して欲しい。また、現状において、設置場所を明示する表示を再チェックし、目を引くものになっているか、分かりやすいところに掲出されているか等、その適切さを検証されたい。</p> <p>(教育政策課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)</p>	<p>災害発生時に、地域避難所としての役割を果たせるように地域との連携が良好な学校の事例を各校に提供するなど、学校における対応の更なる向上を図っていく。</p> <p style="text-align: right;"><b>【教育政策課】</b></p> <p>AED（自動体外式除細動器）については、導入当初より各学校（園）において、利用しやすさ、分かりやすさを考慮した設置場所としており、実態として、玄関に設置されているケースが多い。</p> <p>学校によっては、プールでの水泳指導など児童・生徒の授業内容に応じて一時的に通常の設置場所から移動させ、緊急事態に備えているところである。また、校外授業の実施においては教育委員会から一時的な貸出対応も行っているところである。</p> <p>各学校（園）において、これまでの使用事例に沿った適切な設置場所となっているか、目立つような表示ができていないか、定期的に検証し、緊急時に適切に利用できるよう教育委員会としても働きかけを行っていく。</p> <p style="text-align: right;"><b>【学校運営課】</b></p>

<p>(2) 施設の維持管理等について</p> <p>校舎等の施設管理については、各学校に配付された予算等により、小破修理に該当する必要な修繕は行われていた。洋式化と排水管・污水管等の改修を進める「学校トイレの環境改善」に関しても、一部の実施校の状況を実見し、所期の改善がなされていることが確認できた。</p> <p>校舎の老朽化の点では、現在その調査（構造耐久性調査）が実施され、32年度には学校施設長寿命化計画の策定も予定されているところである。そのような取組が始まっている中ではあるが、今回、統合の検討対象となっている学校の体育館で雨漏りに起因すると思われる壁面の劣化が認められた。</p> <p>一般的な修理が可能ならば、速やかな対応が求められる。しかし、本格的な改修を要する場合には、やはり統合方針や統合新校整備方針の確定を待つという判断にならざるを得ないものとも思われる。</p> <p>施設の維持管理等については、今後も適切な対応に努めるとともに、学校統合に関わる施設上の課題が顕在化していく可能性も考えられるので、「区立中学校の適正規模・適正配置の推進」に関しては、予定されているスケジュールに従い、着実に進められたい。</p> <p>(学校統合推進課、学校施設計画課)</p>	<p>各校の校舎等の各部の老朽化については、学校からの意見も聞きながら学校職員と一緒に現場確認を行い、予算措置し対応している。</p> <p>この中で、統合の対象校については、統合に係る施設更新について今後検討がされていくことを踏まえ、各部の不具合の状況、必要な修繕の内容、修繕の時期などを精査している状況である。</p> <p>しかし、施設利用者の安全に関することは最優先で対応する必要があるため、改めて現状の確認を行った上で、緊急を要するものについては速やかに対応を行っていくよう徹底する。</p> <p><b>【学校施設計画課】</b></p> <p>南部・西部地区における中学校の統合については、現在、対象校の生徒数の推移等を見極めながら、今後の進め方について引き続き検討している。統合の取り組みは、今後の学校施設の維持管理等にも影響することから、学校施設計画課とも一層連携しながら、計画的に進めていく。</p> <p><b>【学校統合推進課】</b></p>
<p>(3) 保護者が負担する学校給食費の会計処理について</p> <p>私費会計ではあるが、取り扱う金額が大きく、学校職員が事務を執行していることから、今回の監査では給食費会計も対象に加え、金銭出納簿等を確認した。</p> <p>その結果、実際の金銭の収支は適切に行われていたが、繰越金の一部算入漏れや出入金の日付の間違いなどといった金銭出納簿の記載ミスが若干見られた。中には、保護者宛ての決算書の通知は適正な数値でなされているにもか</p>	<p>学校徴収金（給食費含む）については、「目黒区立学校徴収金取扱要綱」及び「学校徴収金取扱事務手引き」に沿って処理をしているところである。</p> <p>教育委員会では、初任者向けの事務処理説明会や全校を対象とした巡回点検、各種相談等を通じて、各学校が適切な会計処理を行うためのサポートを日頃より実施している。</p> <p>学校への指導を行う立場にある教育委員会</p>

<p>かわらず、金銭出納簿の収入金額の計算違いが訂正されないままになっている学校もあり、日頃の帳簿の点検、決算書の決裁段階や会計監査における確認の徹底が求められるケースも存在した。</p> <p>こうした点にも注意して、関係職員間で連携を図りながら、一層適切な会計処理となるように努められたい。</p> <p>(教育政策課、各小・中学校)</p>	<p>としても、巡回点検時に帳簿や書類の確認だけでなく、日頃の事務処理体制についても確認し、より一層適切な会計処理を行うために複数の職員による確認体制を徹底するよう促していく。</p> <p style="text-align: right;"><b>【教育政策課】</b></p>
<p>(4) 新学習指導要領への移行等について</p> <p>29年に小学校学習指導要領と中学校学習指導要領等の改正が告示され、新小学校学習指導要領は32年4月から、新中学校学習指導要領は33年4月から、それぞれ施行される。</p> <p>これを受け、小・中学校では、今年度から新学習指導要領への移行措置期間が始まっている。とりわけ、中学校に先立つ形で「特別の教科 道徳」がスタートし、プログラミング教育も新たに求められ、更に外国語科(第5・6学年)や外国語活動(第3・4学年)が加わって授業時数が増加する小学校の教育課程の変化が比較的大きい。</p> <p>その外国語科と外国語活動に関しては、本区は東京都の「英語教育推進地域」の指定を受け、各小学校で先行して実施されていた。積極的な対応を評価したい。</p> <p>プログラミング教育も、それぞれの小学校で取組が開始されている。新しい実践であり、この面では、学習内容や指導方法等の確立に、東京都プログラミング教育推進校(向原小学校)の成果や、今後教育委員会が作成を予定している「プログラミング体験学習計画」が待たれている様子も伺われた。</p> <p>全体的には、移行は予定通りに進められていると思われる。引き続き新学習指導要領等の円滑な実施に向けて適切に取り組まれたい。</p> <p>また、今回の学習指導要領等の改正に当たっては、「社会に開かれた教育課程」ということ</p>	<p>平成29年3月に改訂された新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、教育活動の質の向上が求められているところであり、新学習指導要領への的確な対応を引き続き進めていく。</p> <p>そのため教育委員会においても、新学習指導要領に対応した指導資料の作成や教員全員を対象としたeラーニングの導入等により教員の理解を促進するとともに、平成29年度からは春秋にそれぞれ2回ずつ実施されている教育施策説明会や教育広報において、新たな教育課題への対応等について区民に丁寧に説明しているところである。</p> <p>また、各小・中学校においても、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校の教育目標や教育活動を保護者・地域に説明することにより「社会に開かれた教育課程」の実現を引き続き図っていくとともに、四者による学校評価アンケートや学校関係者評価の結果等を踏まえて、教育課題の改善に取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;"><b>【教育指導課】</b></p>

<p>もうたわれている。「教育課程を学校や先生方だけが知っている閉じたものとせずに社会に開いていくことであり、その一環として教育課程を通して、学校の教育目標や教育活動を家庭や地域に理解してもらい、連携・協働を進めることが大切」（文部科学省「小・中学校新学習指導要領Q&amp;A」）との趣旨である。こうした視点は、既に学校の第三者評価の評価項目にも取り入れられているが、新学習指導要領等の施行は大きな節目に当たるので、改めて保護者や地域にも分かりやすく説明を行い、その理解と協力を得ながら進めるように配慮して欲しい。 （教育指導課、各小・中学校、幼稚園、各こども園）</p>	
<p>（５）いじめ問題への対応について</p> <p>29年4月に目黒区いじめ防止対策推進条例が施行され、区においては、いじめ防止基本方針の制定とともに、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会や目黒区いじめ問題対策連絡協議会といった新たな機関が置かれるなど、対策の強化が図られたところである。</p> <p>各小・中学校においても、既に「学校いじめ防止基本方針」の策定や「学校いじめ対策委員会」の設置等がなされ、重要課題としての取組が進められている。</p> <p>学校では、いじめを「芽のうちに摘み取ること」や、いじめが発覚した場合には、担任だけの問題とせず、「学校いじめ対策委員会」で情報を共有し、学校全体で対処することなどを心掛けており、校長や副校長を中心に機敏に対応する姿勢が見られた。</p> <p>インターネットを通じて行われるいじめに関しても注意が払われていたが、そのようないじめはそもそも捕捉することが困難な点がある。児童・生徒に対するアンケート調査結果の読み取りに十分留意するとともに、予防策としての情報モラル教育の徹底が求められる。</p> <p>当事者やその保護者の思いを受け止めなが</p>	<p>いじめは重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であるという認識の下、児童生徒が主体的にいじめの防止に努めるとともに、区、学校、保護者、区民及び関係機関等がそれぞれの役割の下に連携及び協力して、いじめの未然防止、早期発見及び対応等に取り組んでいく。</p> <p>また、捕捉することが困難ないじめについても、児童・生徒に対するアンケートの調査結果を一層活用するなど、その発見に努めるとともに、情報モラル教育の充実、家庭の協力を得た上でのSNS利用のルール徹底など、いじめ根絶に向けた取り組みを計画的・組織的に進めていく。</p> <p style="text-align: right;"><b>【教育指導課】</b></p>

<p>ら、「学校いじめ防止基本方針」等を踏まえ、適切な対応に努めるとともに、いじめの根絶に向けた啓発等を更に推進することを要望する。</p> <p>(教育指導課、各小・中学校)</p>	
<p>(6) 教員の働き方改革について</p> <p>教員の長時間労働の解消に関しては、30年3月に策定された目黒区教員人材育成基本方針の中でも、「学校における働き方改革の検討」として、今後教育委員会が着手する事項に掲げられている。</p> <p>各学校においても、この課題解決に向けた具体的な取組が少しずつ始められ、定時退勤日の設定、会議の精選、教材・教具の共有化などに努めているところも見られた。</p> <p>実態としては、行動は開始したが目標の実現にはまだまだ及ばない状況とのことである。けれども、環境整備とともに、当事者の意識改革は欠かせず、子どもたちの成長のため無定量の奉仕に傾きがちな学校現場において、勤務時間の徹底や職務の効率化等を組織として改めて訴えた意義は決して小さくない。保護者や地域の理解を深め、その協力も得ながら、学校や教員の業務の再構築を進め、また、職場では具体的な行動目標を明示し、従来の勤務実態の見直しを促すなど、引き続き長時間労働の解消に向けて取り組まれない。</p> <p>(教育指導課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)</p>	<p>目黒区教育委員会では、学校の働き方改革を喫緊の課題と捉え、幼稚園・こども園から中学校までの子どもたちと教職員の生き生きとした学校生活や教育活動につながるよう、国や東京都の動向を踏まえた取組みを着実に推進するため、平成31年3月を目途に「目黒区立学校(園)における働き方改革実行プログラム(仮称)」を策定することとしている。</p> <p>教育委員会としては、このプログラムに基づき、保護者や地域の理解・協力を得ながら、長期休業期間中の教育活動停止日の実施、留守番電話の設置、さまざまな人的支援の確保など、具体的な取組みを進めるほか、教員一人ひとりの意識改革を図り、長時間勤務の改善に一層努めていく。</p> <p style="text-align: right;"><b>【教育指導課】</b></p>
<p>(7) 東山小学校の改築について</p> <p>26年度から開始された校舎等の改築工事が、29年度のプール棟と校庭等の整備をもって終了した。保護者や地域の理解と協力を得ながら、工事を進め、児童の教育を継続し、またそれらを支えてきた、この間の学校、教育委員会、区長部局や区議会等の尽力により、意匠を凝らしたゆとりある学校施設が創出された。</p>	<p>学校教育法では、「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする」と規定されている。</p>

<p>今後は、整備を終えた施設の環境を活かし、一層充実した多様な教育活動の展開が期待される。関係者や教育委員会等との連携のもと、新たな設備等を使いこなし、改築が学校の教育目標をより良く達成する契機となって行くように望みたい。</p> <p>(教育指導課、東山小学校)</p>	<p>教育委員会としても、新校舎建設が保護者や地域など多くの方々の理解と協力により成し遂げられたという認識の下、新校舎完成を絶好の機会と捉え、学校公開など様々な形で、東山小学校の学校目標を達成するための取り組みを学校と連携しながら進めていく。</p> <p><b>【教育指導課】</b></p>
<p>(8) 特別支援教育について</p> <p>個々の学校における指導場所の広さや用意されている教材の違いなどから、特別支援教室の教員には、そうした環境の差異を踏まえた指導方法の工夫が求められている状況が伺われた。児童数の増加等の要因もあり簡単には行かない事情もあるが、巡回指導を受ける児童・生徒が在籍する学校の一部では、将来的に教育環境の更なる整備を要するところもあるように見受けられた。</p> <p>一方で、拠点校の特別支援教室の中には、以前の特別支援学級時代に整えられた様々な部屋や教材が残されていて、活用の余地が少なからずあるところが存在している。現行制度の枠組みを前提にすると、容易に利用が進められるわけではないことは理解できる。しかし、スペースの確保等に苦慮している学校がある中で、活用可能な場所が残されているという状態は何とか解消できないものかと思わざるを得ない。</p> <p>既に着手されている特別支援教育推進計画改定の検討の中で、こうした課題についても協議や調整を進め、より柔軟な対応を考えるなど、特別支援教育の一層の充実を図って行って欲しい。</p> <p>(教育支援課)</p>	<p>東京都の特別支援教室の導入ガイドラインにおける教室整備の基本的な考え方では、「各校に設置する特別支援教室は、これまでの通級指導学級とは異なり、毎日使用する教室ではないため、既存施設の有効活用や巡回指導の日のみ使用する兼用の教室でも可能である」とし、「空間の可変性を確保するため、移動可能な衝立の設置も有効である」としている。</p> <p>小学校の特別支援教室事業での巡回校における特別支援教室スペースは、各校の事情により、教育相談室等の利用など、1/6教室の学校から1教室+1/2教室の学校まで幅がある。また、巡回指導は各学校において、特定の曜日に行われている。</p> <p>教育支援課では、児童の障害の状態に応じた特別支援教室の整備状況を随時確認し、都のガイドラインに沿って指導・助言を行っている。</p> <p>今後、利用児童数が増加した場合、教員配置数も増加し、各校の特別支援教室で巡回指導を行える曜日が増加することになるため、ただちに教室の不足につながるわけではないが、今後教育環境の更なる整備を見据えて、検討を行っていく。</p> <p>また、拠点校の特別支援教室については、利用児童数が多いため、毎日、個別指導、小集団指導、例外的に巡回校から通級する児童の指導等に活用されているが、曜日や時間帯によってはさらにスペース等の活用が課題となっている学校もある。</p> <p>こうしたスペース等の更なる活用について</p>

は、特別支援教育推進計画改定を進める中で、  
検討を行っていく。

**【教育支援課】**